

研 修 区 分 表

平成 年 月 日作成

科目・教科	研修時間				到達目標・講義の内容・演習の実施方法 実習実施内容・通信学習課題の概要等
	通学	通信	実習	計	
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（9時間）	6			6	<p>（到達目標） 介護の社会的ニーズに対応するためには創設された公的介護保険制度や障害者総合支援制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務について、その概要のポイントを列挙できる。</p> <p>（修了時の評価ポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ わが国の高齢化の状況を認識して、社会的な背景や介護ニーズの高まり等、生活全体の支援の中で、介護保険制度の位置づけを理解し、各サービスや地域支援の役割について、列挙できる。 ・ 介護保険制度や障害者総合支援制度の概念、介護保険制度の財源厚生と保険料負担の大枠について、列挙できる。 ・ ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて列挙できる。 ・ 高齢障害者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障害者福祉サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について列挙できる。 ・ 医行為の考え方、一定の要件のもとに介護福祉士等が行う医行為などについて列挙できる。 <p>（指導の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険制度、障害者総合支援制度を担う一員として、介護保険制度の理念に対する理解を徹底する。 ・ 利用者の生活を中心に考えるという視点を共有し、その生活を支援するための介護保険制度・障害者総合支援制度・その他制度サービスの位置づけや、代表的サービスの理解を促す。
(1) 介護保険制度	3			3	<p>（内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険制度創設の背景と目的、動向 <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護高齢者の介護ニーズの高まり ・ これまでの高齢者保健福祉制度 ・ 介護保険法の成立・目的 ・ 介護保険導入前の制度との違い ・ 介護保険導入後の制度の定着状況 ・ 2006（H18）年の制度改正→施設給付の見直し、予防重視型システムの転換、地域密着型サービスの創設 ・ 2009（H21）年の制度改正 ・ 2012（H24）年の制度改正→地域包括ケアシステム推進、医療と介護の連携強化等、介護人材の確保とサービスの質の向上、認知症対策の推進 2. 介護保険制度の仕組みと基礎的理解 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険制度としての基本的仕組み ・ 利用者負担 ・ サービス利用の流れ ・ 要介護者、要支援者の定義 ・ 要介護（支援）認定の手順 3. 介護保険サービス（介護給付・予防給付）

<p>(2) の (1) 医療との連携とリハビリテーション</p>	<p>1</p>	<p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの種類・内容→居宅介護支援、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスとその種類・内容 4. 地域支援事業、市町村特別給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支援事業 ・ 市町村特別給付 5. 介護保険制度の財源、組織、団体の機能と役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度運営の役割分担→国・都道府県・市町村・国保連 ・ 介護保険事業計画 ・ 介護サービス事業者の質の確保、事業者指定基準、介護サービス事業所に対する指導及び監査 ・ 苦情への対応 ・ 情報公表、第三者評価 6. 医療保険制度の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の医療保険制度 ・ 医療保険制度の体系 ・ 保険診療の仕組み ・ 保険給付—現金給付と現物給付 ・ 高額療養費 ・ 高額医療・高額介護合算療養費 ・ 医療費の自己負担 ・ 後期高齢者医療制度の概要 7. 年金保険制度の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の年金保険制度 ・ 年金保険の内容と給付 8. 高齢者の服薬と留意点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員による服薬介助 ・ 薬剤の服用と観察 ・ 薬剤の副作用 ・ 多くの飲まれている薬と注意事項 ・ 高齢者に対する薬 ・ 高齢者に特有の副作用 ・ 高齢者の服薬と注意事項 1. 経管栄養、吸引、吸入、浣腸など <ul style="list-style-type: none"> ・ 経管栄養による栄養管理 ・ 吸引、吸入、浣腸 ・ 摘便、ストーマの取扱い、自己導尿の介助 ・ 褥瘡の予防と処置 ・ その他の処置→爪切り、口腔内の清潔、耳の保清やけど、擦り傷などの処置 ・ 施設における介護と看護の役割・連携 2. 健康チェックに必要な身体観察の視点と観察技術 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の身体の特徴 ・ 身体観察の技術 ・ 全身観察の着眼点 ・ 体温・脈拍・血圧・呼吸の測定による観察の方法→体温の測定法・脈拍の測定法・血圧の測定法・酸素飽和度モニター（パルスオキシメーター）装着 ・ 他職種との連携のための観察やケアから得た情報の提供 3. 訪問看護ステーション <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護を受けるまで ・ 訪問看護と訪問介護の連携→在宅における療養生活の支援 ・ 連携による効果的な支援方法の統一 ・ 観察力と記録・連絡・報告
-----------------------------------	----------	----------	--

<p>(2) の (2) 医療との連携とリハビリテーション</p>	<p>2</p>		<p>2</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. リハビリテーション医療の意義と役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ リハビリテーションの理念 ・ リハビリテーション医療の流れ→自立・ICF とリハビリテーション・生活の質 (QOL:Quality of life) 日常生活動作 (ADL : Activities of daily living) リハビリテーション医療と自立・医療と介護の連携 2. リハビリテーション医療の過程 <ul style="list-style-type: none"> ・ 急性期リハビリテーション→脳血管疾患・大腿骨頸部骨折・不全頸髄損傷 ・ 回復期リハビリテーション ・ 維持期リハビリテーション 4. 訪問・通所・地域リハビリテーション <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問リハビリテーションのサービス ・ 通所リハビリテーションのサービス ・ 地域リハビリテーション
<p>(3) 障害者総合支援制度及びその他の制度</p>	<p>3</p>		<p>3</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 制度創設の理念・背景と目的 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本法における障害 ・ 身体障害者福祉法における定義 ・ 知的障害者の定義→療育手帳の交付・「知的障害児(者)基礎調査」における知的障害の定義 ・ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」における定義→保健福祉手帳の交付 ・ 発達障害支援法における定義→発達障害児の発見と専門機関 2. 障害者(児)福祉の背景と動向 <ul style="list-style-type: none"> ・ 終戦後から「国際障害者年」以前 ・ 「国際障害者年」から「社会福祉基礎構造改革」へ ・ 支援費制度と障害者自立支援法、発達障害者支援法の制定 ・ 障害者福祉の今後の動き 3. 障害者雇用と就労状況 4. 障害者サービスのしくみと基礎的理解 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法の概要→対象・サービス体系・支給決定・相談支援と地域自立支援協議会・利用者負担・障害福祉計画・所得の保障 5. 個人の権利を守る制度の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者基本法の成立までの経緯・概要 ・ クーリングオフの制度 6. 障害者虐待防止法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 成立までの経緯・概要 7. 福祉サービス第三者評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 成立経緯と目的 ・ 福祉サービス第三者評価の利用 8. 成年後見制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 成立経緯と目的 ・ 成年後見制度の利用 9. 日常生活自立支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 成立の経緯 ・ 日常生活自立支援事業による権利擁護 ・ 事業目的 ・ 対象となる利用者と介護職に必要な視点 ・ 守るべき利用者の権利 ・ 介護職に求められる職業倫理と役割 ・ 援助内容と福祉サービス利用者の権利 ・ 介護者が留意すべき点 ・ 援助のプロセス

※記載内容は、要綱の別紙2の内容を網羅したものとする。

※講義と演習は一体的に実施すること。なお、科目9の(6)から(11)および(15)の実技演習は、実技内容等を記載すること。

※時間配分の下限は30分単位とする。